

第IV期 環境経済の政策研究－公募課題について－

1. 研究課題と契約額上限等について

研究課題を以下表に掲げます。平成30年度契約額上限は1課題当たり1,000万円（税込み）とします。研究期間は原則として3年とします。

分野	課題番号	研究課題	担当課室
低炭素	1	低炭素技術イノベーションによる地域経済影響分析に関する研究	地球環境局 総務課 低炭素社会推進室
	2	ESG ファクターと企業価値等に関する研究	大臣官房環境経済課
資源循環	3	今後の高齢社会に対応した産業廃棄物処理業に関する調査・研究	環境再生・資源循環局 廃棄物規制課
	4	我が国に蓄積されているストックの質に関する調査・検討	環境再生・資源循環局 総務課 循環型社会推進室
	5	食品ロス削減による経済便益に関する調査・分析	環境再生・資源循環局 総務課リサイクル推進室
自然共生	6	「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針」（ABS 指針）の見直しに向けた、提供国措置の便益・コスト等の評価に関する研究	自然環境局自然環境計画課 生物多様性主流化室
	7	国・地方公共団体における生態系勘定の導入に向けた研究	自然環境局 自然環境計画課 生物多様性主流化室
	8	我が国における自然環境施策への効果的な資源動員に向けた研究	自然環境局 国立公園課
安心 安全	9	大気汚染対策の経済性評価に関する研究	水・大気環境局 大気環境課
横断分野	10	第五次環境基本計画の総体的点検のための各種指標・評価方法等の開発	大臣官房環境計画課
	11	環境・経済・社会の持続可能性の総合的な評価及び豊かさの評価に関する研究	大臣官房環境計画課

2. 研究課題の内容について

それぞれの研究課題の内容は以下の通りです。

■研究課題 1 :

「低炭素技術イノベーションによる地域経済影響分析に関する研究」

(担当課室)

地球環境局総務課低炭素社会推進室

1. 背景

地球温暖化対策計画において、2050年までに80%の温室効果ガス排出削減を目指すこととしており、そのためにイノベーションによる解決を最大限に迫るとともに、国内投資を促すとしている。また、「長期低炭素ビジョン」(平成29年3月中央環境審議会地球環境部会)においては、経済成長・地方創生・エネルギー安全保障など、気候変動と経済・社会的諸課題の同時解決に取り組むことが、長期大幅削減に向けた基本的考え方でされている。

長期大幅削減を実現するためには、必要となる技術的イノベーションの方向性を明らかにするとともに、それが経済・社会的課題に対しどのように影響するのか、特に技術の実装の現場となる地域への効果を明らかにする必要がある。既往の研究では、全国レベルでの分析がなされているが、地域に着目したものが少ない。

2. 研究概要

長期大幅削減に有効と考えられる、省エネ・燃料転換・生産技術等について、長期的な動向に影響する要因を分析し、革新的技術のデータベースを作成する。これを基に、温室効果ガス排出削減、エネルギー最終需要を加味した、2050年における低炭素社会のシナリオを開発し、定量化を行う。さらに、地域の産業連関分析により、対象地域への経済影響を分析し、地方創生のシナリオとともに、全国の気候変動と経済・社会的諸課題の同時解決のシナリオを開発する。

3. 期待される成果

長期大幅削減に有効と考えられるイノベーションのデータベースを開発するとともに、それによる地方創生の効果を定量的に明らかにする。

4. 研究成果の環境政策への活用

長期目標達成に必要と考えられるイノベーションの対象を体系的に分析するとともに、それによる経済・社会的諸課題の同時解決の姿を定量的に明らかにすることにより、今後策定する長期戦略に基づく施策の立案・進捗評価・前進させるための検討に活用できる。

■研究課題 2 :

「ESG ファクターと企業価値等に関する研究」

(担当課室)

大臣官房環境経済課

1. 背景

ESG 投資については、我が国でも認知度や関心の高まり等を背景に残高が拡大基調にある。もっとも、ESG 投資の“E”、すなわち環境情報については、「投資判断等を行う上でどのように理解すればよいのか、よく分からない」との声が投資家等からなお根強く聞かれている。こうした課題に応えるべく、環境経済課では、平成 29 年度に「環境情報と企業価値に関する検討会」を開催し、主に定性的なアプローチから、かかる関連性に対する基礎的な理解を促すためのガイダンスづくりに取り組んでいる。

他方、投資家による自律的な実務・実践面の実力向上を促すためには、こうしたアプローチのほか、環境が S (社会) や G (ガバナンス) といった非財務情報との関連性も併せ、企業評価とどのような関係性にあるのか、定量的なアプローチから多角的に検証し、説明力を補強していくことが肝要である。現在のところ、この分野のアカデミアの実証研究は主に海外企業を対象としたものが多く、日本企業を主対象とした成果は非常に乏しい。

2. 研究概要

企業価値に対する ESG の各構成要素の相関関係並びに“E”要素の比較優位性と“SG”要素との包含関係を含むホリスティックな分析等を、以下のアプローチから行うことを想定。

- ① 経営者評価と ESG の関係について、帝国データバンクからの経営指標（経年での数値評価、評価委員がマニュアルに基づいて客観的に経営者評価）と ESG スコア（東洋経済からのデータ）でのプロット。
- ② ESG が ROE や ROA 等の資本効率性に対しどのような影響があるかのプロット（例えば、縦軸が ROA、横軸が ESG 等）。データはブルームバーグより取得し、国内企業と国際企業で比較するほか、北米や欧州等の企業データ（他国調査）と日本企業との比較検討を行うことも想定。
- ③ このほか各種企業データと ESG スコアとの関係性理解の向上に資する実証研究を実施。 等

3. 期待される成果

複数年度に亘る研究により、その間に発生する最新かつ様々なデータも取得可能となり、より現実的で説得力のある分析結果へ結びつけることが期待される。また、本研究成果は、アカデミアで現在乏しいとされる日本企業に関する財務・非財務情報を裏付けとするものであり、我が国金融市場関係者に対する ESG 投資の説得力・訴求力を高める効果が期待される。

4. 研究成果の環境政策への活用

本成果により、ESG 投資に対する投資家の自律的な取組がさらに進むことで、企業との対話の質が向上し、投資先企業における環境行動が一層促され、それが世界の投資家に評価されることで我が国企業の経済的・社会的価値が向上するという好循環が期待される。ESG の取組を促し、企業の環境配慮行動を金融面から後押しする弊省施策の強化充実に資する取組である。

■研究課題 3 :

「今後の高齢社会に対応した産業廃棄物処理業に関する調査・研究」

(担当課室)

環境再生・資源循環局 廃棄物規制課

1. 背景

産業廃棄物処理業は生活を支える重要なインフラの一つであり、経済原則に基づいて廃棄物処理を行っている。一方で、当該業界においても他の産業と同様に従業員の高齢化が進むことや、それに伴う事業継承の難しさ等の課題を抱えている。

また、政府全体で第四次産業革命による「Society5.0」の実現に向け IoT 等の導入を進めているところだが、産業廃棄物処理業界の労働力需要予測と比較して IoT による省人化や生産性向上との比較などは既存の研究では少ない。

これらの日本全体でも抱える課題に対応して、重要なインフラ産業である産業廃棄物処理業界が今後直面する構造的な課題について、課題の分析とその対応等について研究を行い、社会コストの最適化に向けた調査・研究が必要である。

2. 研究概要

上記で挙げられている課題を踏まえ、以下三点について調査・検討を行う。

① 今後の産業廃棄物業界の変化を定量的に把握・評価を行うための情報の収集・分析

国内の既存の人口動態の予測を踏まえつつ、都道府県別等の産業廃棄物業界の就業人口を推計し、それらを整理することで、概ね、2025年～2030年頃までに発生する課題などを整理し、課題の優先度などを整理して提案する。

② 産業廃棄物業界が進めるべき取り組みの情報の収集・分析

①において提案した課題情報などを元に、必要なデータを収集・分析し、IoT等の今後必要な技術・事業ニーズや産業廃棄物の排出状況の変化等を踏まえて、現在の法体系や経済システムにおける課題等の検討を行う。

③ 持続可能な循環型社会に向けた政策立案に資する提案

①と②を踏まえて、政策立案に資する基礎的知見の提示や政策展開の方向性の考察・提案を行う。

3. 期待される成果

国内の人口動態及び産業廃棄物処理業界の実態把握を踏まえた産業廃棄物業界の産業として構造的変化予測を提案するとともに、当予測から今後必要な政策・技術的進展についての課題を整理して、政策立案の方向性の決定に必要な情報を提示する。

4. 研究成果の環境政策への活用

「産業廃棄物業界の振興方策の検討」及び進捗状況の確認に用いると同時に、今後の循環型社会形成推進基本計画における指標や方向性の検討にも資することで、持続可能な経済社会の構築に資する。

■研究課題4：

「我が国に蓄積されているストックの質に関する調査・検討」

(担当課室)

環境再生・資源循環局 総務課 循環型社会推進室

1. 背景

現在、審議中の第四次循環型社会形成推進基本計画では循環型社会形成に向けた取組の中長期的な方向性のなかで「地域経済の衰退により増加する空き家、空き店舗」、「既存のモノを複数の人で共有するシェアリングサービス」、「コンパクトで強靱なまちづくり」などストックの質に関する問題提起やストックの質の向上の可能性について言及されている。しかし現状では、ストックの量についての研究事例は複数あるものの、ストックの質について考慮した評価方法については十分な検討が進んでいない。

2. 研究概要

上記の課題を踏まえ、同様の研究を行っている過去の研究成果や海外の知見も踏まえつつ、以下の二点について調査・検討を行う。

① ストックの質の評価手法の確立

ストックに関する国内外の評価事例を収集・整理した上で、環境政策への応用を念頭に置き、ストックの質の評価手法を確立する。また、ストックの質を考慮したストック量を定期的に計測することができる指標を提案する。なお、ストックの質を評価する上では、低炭素社会や自然共生社会への影響や地理的な特性にも考慮する。

② ストックの質の違いによる環境・経済・社会に与える影響の評価

①で確立した評価手法を用いてストックの質の違いが環境面、経済面、社会面に与える影響の評価を行う。また、評価結果を踏まえストックの質の改善に向けて有効な方策を提案する。

3. 期待される成果

我が国のストックの状況を評価し、低質なストックの滞留を防ぎ、良質なストックの蓄積を進めることで、資源循環や低炭素、自然共生等を進めるとともに、環境と経済の統合を図ることが可能になる。

4. 研究成果の環境政策への活用

現在、審議中の第四次循環型社会形成推進基本計画の循環型社会形成に向けた取組の中長期的な方向性の実現に向けた循環施策の検討に資する。

■研究課題 5 :

「食品ロス削減による経済便益に関する調査・分析」

(担当課室)

環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室

1. 背景

平成 27 年 9 月に国連サミットで採択された、「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals : SDGs)では、2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させることが掲げられている。また、平成 28 年 5 月の G7 環境大臣会合で取りまとめられた「富山物質循環フレームワーク」でも、G7 各国が食品ロス・食品廃棄物の最小化及び再生利用・エネルギー利用に向けたイニシアティブを加速するとされた。

これらの国際的動向を踏まえて、持続的に食品ロス削減を進めていくためには、これまでの環境面での重要性や効果の説明だけでなく、削減による経済便益の見える化も行うことで、様々な主体の食品ロス削減行動を促進する必要がある。

2. 研究概要

本研究では、小売段階や消費段階等の様々な段階ごとの食品ロス削減の経済便益を分析し、その結果を個人、地方自治体及び事業者の食品ロス削減行動の促進に活用できる情報として整理する。

3. 期待される成果

食品ロスの発生に関係する個人、地方自治体及び事業者が、食品ロス削減による経済便益を把握することで、各段階で食品ロス削減に係る取組が促進される。

4. 研究成果の環境政策への活用

食品ロス削減の重要性を国民生活に浸透させることで、自立的な取組が進む社会を実現し、SDGs のターゲットを達成する。

■研究課題 6 :

「**遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針**」(ABS 指針)の見直しに向けた、**提供国措置の便益・コスト等の評価に関する研究**

(担当課室)

自然環境局自然環境計画課生物多様性主流化室

1. 背景

「遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分 (ABS)」は、生物多様性条約の 3 つの目的の 1 つであり、配分された利益 (金銭的利益の他、科学的な知見などの非金銭的利益も含む) を直接生物多様性保全等に役立てたり (名古屋議定書第 9 条)、生物多様性の経済的価値についての認識が向上し、保全のインセンティブが向上することにより生物多様性保全等に貢献すること (議定書前文) が謳われている。2014 年には、このような国際的なルールを定めた「名古屋議定書」が発効し、2017 年に日本も締約国となり、その国内措置である「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針」(ABS 指針) が施行されたところである。

また、平成 30 年度環境省重点施策においては、ABS 指針の実施に必要な環境整備を図り、遺伝資源の適切な研究開発と利活用を推進するとしている。

ABS 指針の附則では、ABS に関する社会的情勢の変化等を勘案し、必要に応じ見直しを行うこと、我が国に存する遺伝資源の取得の機会の提供に係る措置 (提供国措置) の要否を施行日から 5 年以内に再検討することが明記されている。

このような状況の中、遺伝資源利用によって国内で生じている利益 (経済的価値) や、国内の遺伝資源の提供に係る現状を把握した上で、提供国措置の便益・コスト等の評価について、引き続き研究を進めていく必要がある。

2. 研究概要

ABS 指針の見直し (2022 年度を予定) に向けて、下記の研究が考えられる。

- ・日本における遺伝資源利用状況を踏まえた、遺伝資源の利用から生ずる国内の経済的利益 (金銭的・非金銭的利益) の評価
- ・国内外の利用者に対する、日本国内の遺伝資源の提供に係る状況評価
- ・提供国措置 (情報に基づく事前の同意 (PIC) 含む) 導入が遺伝資源利用に及ぼす影響の予測調査
- ・諸外国 (フランス、スペイン、韓国等) の提供国措置実施の際の行政コスト、社会コスト、実施によってもたらされた生物多様性保全効果を評価するなどし、日本での提供国措置導入による便益・コスト等を評価

3. 期待される成果

ABS 指針の見直しにおいて、我が国の提供国措置の要否の検討に資する。

4. 研究成果の環境政策への活用

ABS 指針の見直しにあたっての参考資料として活用。

■研究課題 7 :

「国・地方公共団体における生態系勘定の導入に向けた研究」

(担当課室)

自然環境局自然環境計画課生物多様性主流化室

1. 背景

生物多様性条約第 10 回締約国会議 (COP10) で合意された愛知目標 (生物多様性戦略計画 2011-2020 年) として、人々が生物多様性の価値と行動を認識し (目標 1)、その価値が国の計画や国家勘定に組み込まれ、政策の意思決定に反映させることとされている (目標 2)。国連においても環境と経済が統合された統計が求められており、1993 年 (平成 5 年) に国民経済計算体系のサテライト勘定として「環境・経済統合勘定」(SEEA) が公表されて以降、2012 年 (平成 24 年) に「環境経済勘定 2012-セントラルフレームワーク」(SEEA-CF) が国際基準として採択されるとともに、それに補完的な観点を提供するものとして、生態系と生態系が人間活動にもたらすサービスを測定対象とする「実験的生態系勘定」(SEEA-EEA) が公表された。オランダやスウェーデンにおいては SEEA-EEA に準拠した方法で生態系勘定が構築されている。

これらの国際的な動向も踏まえながら、複雑で多様な生態系を有する我が国に適用可能な勘定体系の開発と国全体の生態系のストックとフローの把握、その政策決定への反映の枠組の構築が求められている。

2. 研究概要

第Ⅲ期までに検討・構築した生態系勘定のフレームワークを踏まえ、実際に国・地方公共団体に適用可能な勘定体系として実用化するため、当該フレームワークの課題を整理するとともに、生態系 (ストック) 及び生態系サービス (フロー) の量的・質的な把握・評価および各便益の受益者の明確化のための方法論を提示する。また、特定の地域を対象とした事例研究を行って手法を精緻化し、我が国における生態系勘定の基本的な枠組を構築する。

3. 期待される成果

日本における生態系勘定の導入に向けた検討に資する。

副次的には、日本における生態系および生態系サービスの量的・質的な評価に資する。

4. 研究成果の環境政策への活用

愛知目標 1 及び 2 の達成に向けた

- ・生物多様性の価値の普及
- ・公共事業評価

への活用など

■研究課題 8 :

「我が国における自然環境施策への効果的な資源動員に向けた研究」

(担当課室)

自然環境局国立公園課

1. 背景

自然環境の保全と持続可能な利用においては、国立公園等に代表される保全地域の指定やその適正管理のみならず、利用者の金銭的負担等を保全等に還元する仕組みが有効である。こういった中、平成 28 年にやんばる、平成 29 年に奄美群島の各国立公園の新規指定が行われた。また、平成 27 年には、入域料の枠組みを示す「地域自然資産法」が施行されるなど、関連の施策が進められている。これらの施策の運用にあたっては、各施策が地域の社会経済や国民の経済活動に与える正負の影響や、生物多様性の価値そのものの科学的分析が不可欠であり、これまでの実証研究によりこれらの基礎資料が整いつつある。一方、平成 28 年に政府が取りまとめた「明日の日本を支える観光ビジョン」により、2020 年までに国立公園を訪れるインバウンドを 1000 万人にする目標が掲げられ、国立公園への訪日外国人誘致の取組促進と、より一層の適正管理が急務となるなど、外国人観光客の動向や最新のデータも加味し、より詳細かつ高精度な評価・分析を行い、社会実装に向け、国内外からの資源の動員を加速する必要がある。

2. 研究概要

自然環境を利用した地域活性化の取組を推進し、自然環境施策に対する資源（資金、労力等）の動員を加速するため、ビッグデータ等も活用し、以下の研究を行う。

- ①国立公園や施設の利用者等から費用を徴収し、適切な維持管理をすすめる仕組みの構築
- ②国立公園や世界自然遺産の指定等がインバウンドも含めて、地域経済にもたらす影響の評価

3. 期待される成果

- ・科学的根拠に基づく自然環境施策（国立公園等）の定量的な政策評価
- ・入域料の導入に向けた合意形成のための基礎資料
- ・施策の影響を事前に評価するための施策支援ツール

4. 研究成果の環境政策への活用

- ・施策の実施に向けた合意形成資料等として活用
- ・地域自然資産法の運用に向けた政策への活用
- ・インバウンドによる国立公園利用の影響評価及び利用促進のためのツールとして活用

■研究課題 9 :

「大気汚染対策の経済性評価に関する研究」

(担当課室)

水・大気環境局大気環境課

1. 背景

我が国の大気環境は現在大きく改善されているが、PM2.5 と光化学オキシダントの環境基準達成率は十分ではなく、更なる改善が必要とされている。

近年では、ライフサイクルアセスメント (LCA) 等のヒトの健康影響の経済的価値を定量的に評価する指標も開発されているが、これまでの大気汚染物質の排出削減対策の立案・履行においては、経済的価値の評価はほとんど行われておらず、そのため産業界への説明が困難なケースもあった。

平成 29 年 12 月の第 3 回国連環境総会 (UNEA3) の大気に関する決議文書においても、「経済的にも合理的である大気汚染対策があることを認識する」との記載がある。また、大気汚染物質の一部は短寿命気候汚染物質 (SLCP) でもあり、その削減により地球温暖化緩和による経済的メリットも期待される。なお、第五次環境基本計画 (中間取りまとめ) においては、「経済社会システム、ライフスタイル、技術の「イノベーションを創出」するとともに、環境政策を通じて、経済・社会的課題を「同時解決」する。」ことが謳われている。

2. 研究概要

ケーススタディとして、国内の特定地域を対象として、光化学オキシダントの原因物質の一つである NO_x と VOC の固定発生源における排出削減対策に要する技術情報の取りまとめとそのコスト (対策コスト) を算出する。また、ケーススタディを通じて、コスト試算の前提となる排出インベントリとその推計方法について全国を対象に整理するとともに、一般的な大気汚染物質削減に要する対策コストを算出するための方法論やツールを構築する。

また、大気汚染物質削減対策による大気環境改善 (省エネによる二酸化炭素削減等の副次的な効果も含める) の経済的価値 (社会コスト) について、まず国内で開発されている LIME (日本版被害算定型影響評価手法) や WHO、OECD 等で行われている GBD (世界疾病負担) 研究等の関連する既存の主要な手法を整理した上で、その評価手法を構築する。

3. 期待される成果

今後見込まれる大気汚染物質の排出量の予測と、それらを削減するための対策コストの算出及び社会コストの経済的評価が可能になる。

4. 研究成果の環境政策への活用

PM2.5 については、平成 27 年 3 月の中央環境審議会専門委員会の中間取りまとめにおいて、(PM2.5 削減のための) ばい煙のより効果的な排出抑制策の検討等が中長期的課題とされており、現在その実態把握等に努めているところである。平成 32 年頃に本研究による成果が上がれば、中長期的課題への対策を具体的に立案する際に経済的合理性も踏まえることが可能となり、産業界への説明も容易となる。また、開発した手法をアジア各国に適用することで、途上国における大気汚染対策に対しても貢献が期待できる。

■研究課題10：

「第五次環境基本計画の総体的点検のための各種指標・評価方法等の開発」

(担当課室)

大臣官房環境計画課

1. 背景

中央環境審議会において検討が進められている「第五次環境基本計画」においては、持続可能な開発目標 (SDGs) の考え方も活用し、環境政策を通じて経済・社会的課題の同時解決に取り組むこととしている。

そのため、同審議会が行う同計画の点検等に当たっては、同計画の進捗状況についての全体的な傾向を明らかにし、同計画の実効性の確保に資するため、環境の状況、取組の状況等を総体的に表す指標群を活用すること、指標の設定に当たっては、可能な限り定量的な指標を用いることとされている。また、指標が同計画の目指す方向を的確に反映し、かつ環境や経済・社会等の状況に即した適切なものであるよう常に見直しを行い、指標の継続性にも配慮しつつ、その発展のため、必要に応じ機動的に変更を行うこととされている。

同計画では、環境の状況、取組の状況等を総体的に表す指標の候補を一例として参考資料に掲げる予定としているが、定性的な指標やデータ数の少ない指標があること、指標ごとに固有の性質があること等の課題があり、同計画の進捗状況についての全体的な傾向を明らかにする指標として具体化には至っていない。また、同計画の取組による SDGs への貢献についても明らかにしていく必要がある。

2. 研究概要

- ① 「第五次環境基本計画」においては、今後の環境政策が果たすべき二つの役割として掲げた「経済社会システム、ライフスタイル、技術といったあらゆる観点からのイノベーション」と「環境政策を通じた経済・社会的課題の同時解決」が如何に進捗したかを把握することに力点を置いて点検を行うとしており、そのため、6つの重点戦略に対応した指標の検討を行う。国全体としての評価が難しいものについては、既存の調査結果等も活用しつつ、特定地域のモニター的な評価を検討する。なお、評価結果が一般国民にも分かりやすい評価手法となるよう配慮する。
- ② ①で開発した評価手法等を用い、同計画の進捗状況の評価を行うとともに、それらを踏まえて次期基本計画の指標の検討を行う。
- ③ ①②の検討に資するため、諸外国、国際機関、我が国の地方公共団体等における事例や先行研究等を調査・分析する。特に、国連において策定された SDGs グローバル指標の環境関連指標と①で開発された指標との関連付けを行うことで、同計画の取組による SDGs への貢献について明らかにする。研究で得られた成果（研究途中の事項も含む）を中央環境審議会等に適宜報告する。

3. 期待される成果

諸外国等の状況も踏まえ、同計画の進捗状況についての全体的な傾向を明らかにするための指標・評価手法を開発し、第五次環境基本計画の点検の際に必要な各種データを収集・分析し、提供する。

4. 研究成果の環境政策への活用

新たに開発した指標・評価手法を第五次環境基本計画の点検に活用する。また、同計画は、策定後5年程度が経過した時点を目途に計画内容を見直し、必要に応じて計画の変更を行うとしているため、見直しの際にも成果を活用する。

■研究課題 11 :

「環境・経済・社会の持続可能性の総合的な評価及び豊かさの評価に関する研究」

(担当課室)

大臣官房環境計画課

1. 背景

国際社会では近年、環境・経済・社会の持続可能性を総合的に評価する研究や、GDP に代わって人々の生活の質がどれくらい向上しているかといった豊かさ (Well-being) や幸福度を評価する研究が進められており、国連大学 (UNU) 及び国連環境計画 (UNEP) の「Inclusive Wealth Index (包括的な富指標)」、OECD の「Green Growth Indicators (グリーン成長指標)」や「Better Life Index (より良い暮らし指標)」、国連持続可能開発ソリューションネットワークの「世界幸福度 (World Happiness)」、国連開発計画 (UNDP) の「人間開発指数 (Human Development Index)」など、様々な指標に基づくレポートが公表されている。

また、我が国においては、中央環境審議会において検討中の「第五次環境基本計画」において、環境・経済・社会の統合的向上を具体化するとともに、各地域の資源を活かした「地域循環共生圏」の構築を目指すこととしており、国レベル・地方レベルにおいて、その進捗状況の評価を行う必要がある。

2. 研究概要

国際機関等における持続可能性指標や豊かさに関する指標の検討状況を把握するとともに、それらの評価・分析を行い、各国間、地域間の時系列的な比較可能な評価手法の提案を行う。また、それらの評価手法に基づき、我が国の持続可能性や豊かさに関する総合的な評価・分析を行うとともに、合わせて、都道府県・市町村レベルにおける持続可能性や豊かさについても、評価・分析を行うこととする。

3. 期待される成果

我が国における持続可能性や豊かさの現状を定量的に評価するとともに、自治体レベルでの持続可能性や豊かさを定量的に提示する。

4. 研究成果の環境政策への活用

- ・第五次環境基本計画の進捗状況の把握及び次期環境基本計画の指標等に関する検討への貢献
- ・国連、OECD など国際機関における持続可能性及び豊かさに関する指標等への議論への貢献